報告書公表の後にいただいたご質問及び回答

1. アンケート調査報告書「今後の対策」で、自助・共助に押し付けて(公助)を省くのであれば、国や県や市の議会や役所は不要なのでは?

【回答】

ご意見の件につきましては、決して「自助と共助」を押し付けて「公助」の役割をしないという意味ではありません。

当然のことながら、災害発生時には、市や警察、消防などの公的な防災関係機関は、全力で災害対応を行いますので、「公助」を充実させることも重要なことであると認識しております。

しかしながら、大規模な災害が発生した場合においては、道路・電気・ガス・水道などのライフラインの寸断や同時多発する火災などへの対応も想定され、発災直後の初動段階における公的な防災関係機関の機能は著しく制限されます。

実際に、平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物に閉じ込められた人のうち、7割弱が家族も含む「自助」、3割弱が隣人などの「共助」により救助され、「公助」である救助隊による救助は、わずか2%に過ぎませんでした。(平成8年 社団法人日本火災学会「1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より)

これらのことからも、災害発生直後の「自助と共助」の重要性、「公助」の限界がわかります。

この教訓につきましては、原子力災害においても同様で、日頃からの「自助と共助」の取り組みが被害軽減のカギになると考えております。

以上のことから、本市としましては、自助と共助(地域防災力)の強化に資する 取り組みを進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

2. 過去の災害から災害発生直後の「公助」の限界を学んだのであれば、災害発生前に被害を最小限に抑える対策を取ることも「公助」の役割だと思います。「公助」を充実させることも重要なのであれば、具体的にどういった準備をしているのでしょうか?

【回答】

ご意見のとおり、事前防災及び減災に資する施策は重要であります。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、本市では、平時から大規模自然災害等(地

震、津波、台風・竜巻・豪雨等の風水害等)に対する備えを行うという国土強靭化 の理念にのっとり、「那珂市国土強靭化地域計画」を策定しております。

国土強靭化に関する指針である当該計画において、施策の重点化・優先順位付けを行い、第2次那珂市総合計画をはじめとする本市の分野別計画と連携しながら計画的に強靭化を推進することで、大規模自然災害等が起こった際の被害を小さくすることができます。被害を小さくできれば、より迅速な災害復旧・復興にもつながることから、本市におきましては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取組みの一層の推進に努めております。

しかしながら、強靭化を進めるためには、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の実情等に応じて適切に組み合わせて効果的に施策を推進していくことが重要となりますので、市だけではなく、国、県との連携に加えて、事業者その他の関係機関、地域団体や市民の皆さま等が相互に連携を図りながら協力して取り組んでいくことが必要不可欠になります。

「災害に強い那珂市」の実現のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、原子力防災においては、以下のような対策を行っております。

福島第一原子力発電所事故の原因は、原子力発電所の安全確保のために重要な「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能の一部が、津波によって失われたことでした。 事故当時、地震で運転中の原子炉はすべて自動的に停止し、燃料が燃えることを 「止める」機能は働きましたが、地震によって外部電源が失われ、さらに、津波に

よって発電所内が浸水、すべての電源と原子炉冷却機能が失われた結果、「冷やす」ことができなくなりました。

さらに、「冷やす」機能を失った原子炉内は高温になり、炉心が損傷して、そこから水素が発生し、原子炉建屋内で爆発が起こり、放射性物質が発電所の外へ放出され、「閉じ込める」こともできなくなってしまいました。

こうした事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて、従来の規制が大きく見直され、平成25年に新しい規制基準が策定されました。

以前の基準の主な問題点としては、

- ・地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分であり、また重大事故対策が 規制の対象となっていなかったため、十分な対策がなされてこなかったこと
- ・新しく基準を策定しても、既設の原子力施設にさかのぼって適用する法律上の 仕組みがなく、最新の基準に適合することが要求されなかったこと

などがあったことから、新規制基準では、従来の規制に不足していた部分の見直しを行いました。大規模自然災害対策を強化するとともに、火山や竜巻を想定した規制も新たに追加し、さらに、重大事故対策(シビアアクシデント対策)を義務化したほか、テロ対策も求めております。

しかしながら、この新規制基準を満たすことによって原子力発電所の絶対的な安全性が確保できるわけではありません。

そのため、本市としましては、前述の取組みの一層の推進に加えて、これまでどおり、市の責務として、市民の安心・安全を最優先に考え、置かれている立場で求められる条件である広域避難計画の策定に向け、計画のさらなる具体化・充実化を図ってまいります。

3. 災害発生直後というよりも、水戸地裁から運転差し止めを受けた理由の避難計画一つ取っても、災害発生後に、多くの「公助」が必要です。例えば、①那珂市民は筑西・桜川市への避難と謳っていますが、久慈川と那珂川に挟まれた那珂市の場合、東日本大震災の時のように橋桁がズレたらどうするのでしょうか?②津波が遡上して海抜の低い河川周りが水没したら、避難の為に、国や県や市はどうやって道路復旧するのでしょうか?③数合わせで増やした 104ヶ所の避難所は市役所職員だけで管理できるのでしょうか?④避難に使うバスの運転手は放射線被ばくのある場合には招集不可能なままなのでしょうか?

【回答①、②、④】

ご意見の件につきましては、2. での回答のとおり、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、まずは各所管団体において事前防災及び減災に資する対策がなされることが基本となります。

それでもなおご指摘のような状況が起きた場合には、たとえば道路被害であれば 道路等が通行不能となった場合に備え、避難経路をあらかじめ複数設定しますが、 道路の被害状況によっては、応急復旧が必要となることも想定されますので、その 場合には各道路管理者である国、県、市、高速道路会社がそれぞれ建設業会社等と 締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施する等の対応が考えられます。 また、不測の事態により確保した輸送手段(バス・福祉車両等)で対応できない場 合には、関係自治体からの要請を踏まえ必要に応じて実動組織(警察、消防、海上 保安庁、自衛隊等)による広域支援が行われることになると考えます。

さらに、④の放射線量が高い時のバス運転手の確保につきましては、ご指摘のとおり県が県バス協会と協議を続けていると聞いております。

【回答③】

避難先における係員の人員につきましては、平成28年1月に両市(筑西市・桜川市)と締結した「原子力災害時における県内広域避難に関する協定」により、初期の避難所運営は避難受入市が行います。

その後、できるだけ早期に避難受入市から本市へ避難所の運営を移管します。 また、避難所運営で必要な人員は、避難先市への避難人数などで変わってきます ので、自然災害時と同程度の配置を実情勘案の上で配置をすることになります。 今般、避難所数が増加したことから、ご指摘のとおり避難所運営にあたる人員の確保が困難となる等の運用上の課題もあるため、現在の避難所指定方法の変更や可能な限り避難所数を減らす検討について、両市と協議を進めております。

4.報告の「総括」で市民の避難における課題として多かった回答が、「正確かつ迅速な情報提供」「県道・国道・高速道路等の渋滞対策」「長期の避難生活とその後の補償」「避難先における受け入れ体制の確立」。それにもかかわらず、「今後の対策」の一番二番が①自助・共助(地域防災力)の強化、②さらなる原子力防災知識の普及啓発、最後の項目③情報伝達体制の強化・充実でかろうじて市民の回答に応えているようですが、内容は従来の「防災行政無線」の活用のみ。那珂市民の「避難における課題」(不安や「公助」への要望)に対して、那珂市として「今後の対策」で何ら応えていないのでは?

【回答】

まず、「正確かつ迅速な情報提供」につきましては、本市の市民への情報伝達の手段としては、特に初動時には、防災行政無線(屋外子局・戸別受信機)を活用していち早く伝達を行い、その後順次、エリアメールや SNS、広報車による広報、市ホームページなど、複数の手段を用いた伝達を行います。

さらには、国や県では、テレビ、ラジオ等のマスコミ報道、インターネットを通 じた伝達などを行うこととしております。

このような状況を踏まえ、アンケート結果をみると、災害情報の入手手段として最も回答が多かったのがテレビ、ラジオよりも「防災行政無線」であったこと、さらに、円滑な広域避難における課題として最も回答が多かったのが「正確かつ迅速な情報提供」であったことから、市民がいざという時、市からの情報を受け適切な行動などをとれるよう、本市としましては、「防災行政無線」を使った情報伝達体制の充実を図るとともに、さらなる情報伝達手段の多重化※など、より一層の情報伝達体制の強化を図るとしております。

※令和3年4月からは、「那珂市防災アプリ」による情報伝達を新たに開始し、家や市内にいなくても、市の防災行政無線の放送内容や災害情報などが確認できます。

次に、「県道・国道・高速道路等の渋滞対策」につきましては、本市では、必要以上に渋滞を招くことがないよう、段階的避難の合理性及び有効性についての啓発に努めてまいります。そのうえで、車両分散の方策として関係自治体と調整をしながら避難ルートの再点検を行うなど、より円滑な住民避難の実施に向けて検討・調整を進めていきます。

さらに、原子力災害が発生した際の避難を円滑に行うための対応策としては、本 市のみの対応ではなく、国、県、警察等と連携して、主要交差点における交通整理 等の交通誘導対策や道路管理者が管理する「道路情報板」、警察が管理する「交通情 報板」を活用した広報及び日本道路交通情報センターが行うラジオ放送等の交通広報対策、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保等の交通規制対策といった各種交通対策を実施します。

続いて、「長期の避難生活とその後の補償」につきましては、本市で考える避難所の開設期間は、原子力災害の状況や避難者の収容状況、避難施設の利用状況等にもよりますが、目安として1ヵ月程度と考えております。ただし、原子力災害の状況等を踏まえ、両市との協定では受け入れ期間の見直しを協議ができるとなっております。

その後につきましては、避難者には賃貸住宅や応急仮設住宅の提供などを速やかに行うことにより、避難所での滞在期間を可能な限り短くし、市民の負担を軽減できるよう配慮してまいります。

また、補償の件につきましては、本市の対応ではなく、その損害の原因や内容に 応じて、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、補償がなされる仕 組みになっております。

最後に、「避難先における受け入れ体制の確立」につきましては、平成28年1月の協定締結以降、一般避難所や福祉避難所の提供・割振り、市行政機能移転先等について、協議を進めてきました。

現在は、「原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアル」を作成し、 当該マニュアルに基づく、初動時における避難所への誘導、避難所の開設・運営等、 きめ細やかな運用ができるよう継続的に協議を進めているところであります。